

○沖縄県立看護大学実習専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学教務委員会規程第10条の規定に基づき、沖縄県立看護大学実習専門部会（以下「専門部会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項について、専門的に調査審議する。

- (1) 実習計画及びその履修に関すること
- (2) 「実習の手引き」の作成に関すること
- (3) 学生の実習施設への配置、実習の安全に関すること
- (4) 実習指導教員の運営に関し必要な事項
- (5) その他実習の運営に関し必要な事項

(部会長)

第3条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する専門部会員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 専門部会は、専門部会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 専門部会の議事は、出席した専門部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 専門部会の庶務は、持ち回りで専門部会員において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。